

## 昭和村拠点施設整備検討委員会要綱

### (設置)

第1条 役場庁舎及び教育関連施設の整備に関する村長からの諮問に対して総合的な見地から検討及び審議し答申するため、昭和村拠点施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 役場庁舎及び教育関連施設の基本構想・基本計画に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表の団体等のうちから村長が委嘱する。

2 委員の任期は、令和11年3月末日までとし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が召集しその会議の議長となる。ただし、委員長が決まるまでは村長が召集し会議の議長となる

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を参考人として委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 委員会は会議録を作成するものとする。

### (部会の設置)

第6条 委員会に役場庁舎部会及び教育施設部会を設置し、別表に掲げる委員を持って組織する。

2 部会には部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は会務を総理し、部会を代表する。

4 部会は部会長が召集しその進行を行う。ただし、部会長が決まるまでは、委員会の委員長が召集する。

5 部会は各拠点施設整備に関する詳細を検討し、委員会に検討内容を共有する。

6 委員会で意見された内容について検討する。

(守秘義務)

第7条 委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第8条 委員会は原則公開とし、部会は非公開とする。

2 委員会の会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課総務係及び教育委員会事務局において処理する。

(費用弁償)

第10条 委員には、費用弁償を支給するものとし、その額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第12号)第4条に規定する額とする。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

No.	団体	役職	部会
1	連絡員（区長）	会長	役場庁舎部会
2	昭和村商工会	会長	役場庁舎部会
3	昭和村消防団	団長	役場庁舎部会 教育施設部会
4	昭和村婦人消防隊連絡協議会	会長	役場庁舎部会
5	昭和村振興計画等審議会	会長	役場庁舎部会
6	昭和村総合戦略策定・検証委員会	委員長	役場庁舎部会
7	昭和村社会福祉協議会	会長	役場庁舎部会
8	昭和村拠点施設整備庁内検討会議	会長	役場庁舎部会 教育施設部会
9	昭和村老人クラブ連合会	会長	役場庁舎部会
10	昭和村教育委員会	教育長	教育施設部会
11		教育長職務代理者	教育施設部会
12		教育委員	教育施設部会
13		教育委員	教育施設部会
14		教育委員	教育施設部会
15	昭和小学校PTA	会長	教育施設部会
16		副会長	教育施設部会
17	昭和中学校PTA	会長	教育施設部会
18		副会長	教育施設部会
19	昭和村保育所保護者会	会長	教育施設部会
20	昭和小学校	校長	教育施設部会
21		教頭	教育施設部会
22		主任教諭	教育施設部会
23	昭和中学校	校長	教育施設部会
24		教頭	教育施設部会
25		主任教諭	教育施設部会
26	昭和村保育所	保育士	教育施設部会
27		保育士	教育施設部会
28	昭和村学校給食センター	栄養技師	教育施設部会
29	昭和村社会教育委員会	委員長	教育施設部会
30	昭和村職員組合		役場庁舎部会
31	昭和村職員組合		役場庁舎部会
32	一般村民（公募）		役場庁舎部会
33	一般村民（公募）		役場庁舎部会
34	一般村民（公募）		役場庁舎部会
35	一般村民（公募）		教育施設部会
36	一般村民（公募）		教育施設部会
37	一般村民（公募）		教育施設部会
38	一般村民（公募）		教育施設部会